

日常生活具種目一覧(手帳所持者)

【日常起居動作に支障のある方】

R7.4.1

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年	別項目あり			
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級又は療育手帳Aの者であって原則として3歳以上のもの 常時介護を要する者に限る	褥そうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年	3歳~		3歳~	
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者であって学齢児以上のもの 常時介護を要する者に限る	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年	学齢児~			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって原則として3歳以上のもの 入浴に当たって、家族等他人の介護を要する者に限る	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年	3歳~			
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年				
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの 原則として据置型又は床走行型とし壁や天井に固定するものを除く	159,000	4年	3歳~			
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5年	3歳~			
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年	学齢児~			
褥瘡マット	下肢または体幹機能障害2級以上のもの	褥瘡の防止ができる機能を有するもので障害者が容易に使用し得るもの	85,000	5年	学齢児~			
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害3級以上の者であって原則として3歳以上のもの 入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。住宅改修を伴うものは除く	90,000	8年	3歳~			
ポータブルトイレ	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの(便器用手すりをつけることができる)	9,850	8年	学齢児~			
頭部保護帽	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し転倒の危険があるもの ②療育手帳A所持者でありてんかん発作等により転倒の危険があるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160	3年	○ ○ ○			
歩行補助つえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者であって、屋内・屋外の移動等においてつえ等の支えにより歩行が可能となるもの	歩行時に身体を支え、安定させるもの(T字状または棒状のもの)	2,200	3年	○			
移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害3級以上の者であって、家庭内の移動・移乗において介助を必要とするもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア: 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ: 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	60,000	8年	3歳~			
特殊便器	上肢障害2級以上又は療育手帳Aの者で学齢児以上のもの	足踏ペダルやボタンにて温水温風を出し得るもの。 取替えに住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年	学齢児~		学齢児~	

居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の3級以上の者。 ただし特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上の重複障害者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの		200,000	学齢児～				
------------	--	----------------------------------	--	---------	------	--	--	--	--

【車いすを利用している方】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
車いす晴雨兼用雨具	補装具制度において車いす交付を受けている者	障害者が容易に使用し得るもの	10,000	5年				

【耳又は言葉が不自由な方】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害3級以上の障害者 聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの		87,400	10年			
聴覚障害者用携帯信号装置	聴覚障害又は音声・言語機能障害3級以上の障害者	障害者が窓口呼出しの際に容易に使用できるもの	16,000	10年				
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声・言語障害3級以上の者であって学齢児以上のもの	一般的の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	35,000	5年	学齢児～			
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者のうち、必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	88,900	6年	○			
人工内耳体外器(本体)	人工内耳を装用している聴覚に障害のある者であって、人工内耳体外器を装用後5年を経過しているもの	聴覚に障害がある者が容易に使用し得るもの(医療保険が適用されない場合に限る。)	200,000	5年	○			
人工喉頭	音声言語機能障害者であって喉頭摘出したもの	電動または笛式により口腔内での構音を補助するもの	70,100	5年	○	○		
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、音声・発語に著しい障害を有する者 学齢児以上のものに限る	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800	5年	学齢児～			
聴覚障害者用火災警報器	聴覚障害4級以上の障害者 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、光又は刺激臭等を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	40,500	8年	世帯要件あり			

【目の不自由な方】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
視覚障害者用音声体温計	①視力障害2級以上 ②視野障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る)	視覚障害者が容易に使用し得るもの		9,500	5年	学齢児～世帯要件あり		
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の障害者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る	視覚障害者が容易に使用し得るもの		18,000	5年			
視覚障害者用音声血圧計	視覚障害2級以上のもので、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る	視覚障害者が容易に使用し得るもの		12,000	5年	学齢児～世帯要件		
電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者又は療育手帳A所持者もしくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者で18歳以上のもの 視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る	視覚障害者が容易に使用し得るもの		41,000	6年		18歳～	18歳～
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者であって学齢児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000	10年	学齢児～			
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上であって、必要と認められる者(点字による意思伝達が可能な者に限る)	文字などのコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6年				
点字器	視覚障害2級以上の者であって、必要と認められる学齢児以上のもの	固定用の板と定規及び点筆を含む。	標準型 10,400 携帯用 7,200	7年 5年	学齢児～			
点字タイプライター	視覚障害2級以上 本人が就労もしくは就労が見込まれる者に限る	視覚障害者が容易に使用し得るもの	130,000	10年	○			

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害3級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAIS Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用しうるもの	再生専用 48,000 録音再生 85,000	6年	○			
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用しうるもの	99,800	6年	○			
視覚障害者用拡大・音声読書器	視覚に障害のある者であって、本装置により文字等を読む等認識することが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は活字を読み取り、音声で読み上げるもの	204,000	8年	○			
視覚障害者用色覚識別装置	視覚障害1級の障害者 対象者のみの世帯に属するものに限る	色彩を音声等により出力するもので、視覚障害者が容易に使用しうるもの	126,000	10年				
視覚障害者用時計(触説)	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000	10年				
視覚障害者用時計(音声)	視覚障害2級以上の障害者で、触説式時計の使用が困難なもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10年				
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の者で、学齢児以上とのもの	地上デジタル放送の音声を受信できる機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	29,000	6年	○			
点字図書	主に情報の入手を点字によっている	点字により作成された図書 年間6タイトルまたは24巻まで	—	—	○			

【文字等を書くのが不自由な方】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
情報・通信支援用具	①上肢障害2級以上の者で文字を書くことが困難なもの ②視覚障害3級以上の者で情報取得手段として音声又は文字入力による読み上げ等が必要なもの いずれも学齢児以上のものに限る	①キーボード・マウス等入力装置(特殊なもの)、支援ソフト ②スキャナ、キーボード・マウス等入力装置(特殊なもの)、OCRソフト、視覚障害者用ソフト	100,000	5年	○			

【腎臓機能に障害のある方】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
透析液加温器	腎臓機能障害3级以上で自己連続携行式腹膜灌法(CAPD)による透析療法を行う者 (ただし、自立支援医療で腹膜透析を受けている者に限る)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年	○			

【呼吸器機能に障害のある方】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
ネプライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3级以上又は同程度の身体障害者であって、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るために必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	36,000	5年	○			
電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害3级以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者 ②医療的ケア児	障害者が容易に使用し得るもの	56,400	5年	○			
パルスオキシメーターの消耗品	次の①・②を満たす者 ①次のいずれかの者 ・呼吸器機能障害1級の者 ・気管切開をしている重症心身障害児(者) ②パルスオキシメーターの使用が必要と医師が認める者	プローブ(パルスオキシメーターに接続させるセンサー)	一月あたり 7,500 (償還払い)	—	○			

人工呼吸器等用自家発電機・外部バッテリー・正弦波インバーター	①医療的ケア児 ②重症心身障害児(者)	介助者が容易に使用し得るもの	100,000	10年	○			
--------------------------------	------------------------	----------------	---------	-----	---	--	--	--

【排泄機能に障害のある方】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
ストマ用装具（消化器系）	直腸機能障害者のうち、必要と認められるもの	低刺激性の粘着剤を使用する密封型又は下部開放型の収納袋で、処理用のキャップが付いているもの以下の付属品を含む。 ①皮膚保護材(ペースト／パテ、パウダー、ウェハー) ②コンベックス・インサート ③フィルムドレッシング材、テープ材 ④皮膚被膜剤(スキンバリア) ⑤粘着剥離剤(リムーバー) ⑥皮膚洗浄剤 ⑦ガーゼ ⑧消臭剤(粉末、錠剤、液体、シート等) ⑨潤滑剤 ⑩ストマ用ベルト ⑪ストマレッグバッグ(レッグバトルベルト) ⑫ナイト・ドレナージバッグ ⑬ストマ袋用カバー ⑭ストマ用ハサミ、フランジカッター ⑮ストマ用腹帯・オストミーパンツ ⑯入浴用補助具 ⑰吸収剤(凝固剤) ⑱洗浄剤	一月あたり 9,200	—	○	○		
ストマ用装具（尿路系）	ぼうこう機能障害者のうち、必要と認められるもの	低刺激性の粘着剤を使用する密封型の収納袋で、処理用のキャップが付いているもの以下の付属品を含む。 ①皮膚保護材(ペースト／パテ、パウダー、ウェハー) ②コンベックス・インサート ③フィルムドレッシング材、テープ材 ④皮膚被膜剤(スキンバリア) ⑤粘着剥離剤(リムーバー) ⑥皮膚洗浄剤 ⑦ガーゼ ⑧消臭剤(粉末、錠剤、液体、シート等) ⑨潤滑剤 ⑩ストマ用ベルト ⑪ストマレッグバッグ(レッグバトルベルト) ⑫ナイト・ドレナージバッグ ⑬ストマ袋用カバー ⑭ストマ用ハサミ、フランジカッター ⑮ストマ用腹帯・オストミーパンツ ⑯入浴用補助具 ⑰吸収剤(凝固剤) ⑱洗浄剤	一月あたり 12,000	—	○	○		
カテーテル挿入者用ストマ用装具（尿路系）	ぼうこう機能障害者のうち、尿路を変更してカテーテルを挿入して排尿する者	ストマ袋(チューブで接続するものを含む)、カテーテル及びストマ用装具に付隨して必要となるガーゼ、固定用具・固定下着、剥離剤、プラスティックコネクタ及びテープ	一月あたり 6,400	—	○	○		

紙おむつ	①ぼうこう・直腸機能障害者のうち、ストマ用器具の使用が困難で紙おむつ類の使用が必要と認められるもの ②18歳未満で発症した脳原性重度四肢機能障害者または体幹機能障害者のうち排便・排尿の意思表示が困難であり紙おむつ類の使用が必要と認められるもの	紙おむつ、尿取りパット、おしりふき及び使い捨て手袋	一月あたり 12,000	—	3歳～	入院〇		
紙おむつ等（受術者用）	ストマ造設によるぼうこう・直腸機能障害者のうち、必要と認められるもの	紙おむつ、尿取りパッド又はストマ用器具に付随して必要となるガーゼ、ティッシュ	一月あたり 3,000	—	○	入院〇	施設入所※半額	
紙おむつ等（重度知的障害児用）	次の①～④を満たす者 ①在宅生活者 ②排便・排尿の意思表示が困難であり、常時紙おむつ類の使用が必要と医師が認める者 ③療育手帳A所持者 ④3歳以上18歳に達する日以降最初の3月31日まで	紙おむつ、尿取りパット、おしりふき及び使い捨て手袋	一月あたり 12,000 (償還払い)	—	3歳～			
取尿器	ぼうこう機能障害者のうち、必要と認められるもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの	男性用 5,700 女性用 5,900	—	○		半額	
洗腸装具	人工肛門造設による直腸機能障害者のうち、洗腸の指導を受けている者	障害者が容易に使用できるもの	11,500	1年				

※ただし、法的に紙おむつの給付が義務付けられている施設に入所する者については給付しない。

【その他】

種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	児童	入所者	知的	精神
緊急通報装置	2級以上の身体障害者手帳所持者で、単身または3級以上の身体障害者手帳所持者のみ同居の世帯に属するもの 2級以上の身体障害者手帳所持者で、65歳以上の高齢者のみ同居の世帯に属するもの	障害者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの	54,500	10年				
火災警報器	2級以上の身体障害者手帳所持者又は療育手帳A所持者もしくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	4,200	8年	世帯要件あり		世帯要件あり	世帯要件あり
自動消火器	2級以上の身体障害者手帳所持者又は療育手帳A所持者もしくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	単価契約の額	8年	世帯要件あり		世帯要件あり	世帯要件あり

- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 特殊マットと褥瘡マットとは併給しないものとする。
- 耐用年数は、あくまでも使用不能となるまでの目安の年数であり、耐用年数を過ぎても使用可能な用具は再申請することはできない。
- 児童(18歳未満)を給付対象とする物品においては、対象児童の成長又は身体の状況の変化により、給付用具の使用が困難と医師が判断した場合には、耐用年数内でも再交付の取扱いをする。
- 「準ずる世帯」とは、「対象者を除く同居する者全員が75歳以上の世帯」、「対象者を除く同居する者全員が要介護認定2以上の世帯」又は「日中又は夜間に同居する者全員が不在になることがある世帯」をいう。
- 電気式たん吸引器の給付は合計2台とする。
- 医療的ケア児とは、人工呼吸器等を装着している障害のある児童その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童(原則18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)をいう。

別表

医療的ケア児に係る日常生活を営むために必要な医療の例

・人工呼吸器管理	・気管切開部の管理	・鼻咽頭エアウェイ	・在宅酸素療法	・吸引	・吸入、ネブライザー
・中心静脈栄養	・経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)	・人工透析	・導尿	・人工肛門	・その他

◎居宅生活動作補助用具については、基準額に達するまで給付を行うこととする。ただし、最初に給付決定を受けた日から10年を経過した日の属する年度の末日を給付の期限とする。

◎特殊寝台、特殊マット、褥瘡マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、入浴補助用具、便器、居宅生活動作補用具については65歳以上の者又は介護保険により貸与もしくは購入費の支給を受けられる者については対象としない。